

ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズ ダイワ・ブラックストーン・インフラストラクチャー・ファンド (米ドル建て)

第5回 分配金のお知らせ

2026年8月4日

平素は、『ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズ-ダイワ・ブラックストーン・インフラストラクチャー・ファンド（米ドル建て）』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

第5回の分配金が確定しましたので、お知らせいたします。

引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■ 分配金（1口当たり、税引前）と基準価額

第5回 分配金	0.85米ドル
基準価額	113.66米ドル
分配金再投資基準価額	117.29米ドル

※2026年6月30日現在

※分配金は、収益分配方針に基づいて投資運用会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、管理報酬等は控除しています。

設定は…

IQ EQファンド・マネジメント
(アイルランド)リミテッド

運用は…

ダイワ・アセット・マネジメント
(ヨーロッパ)リミテッド

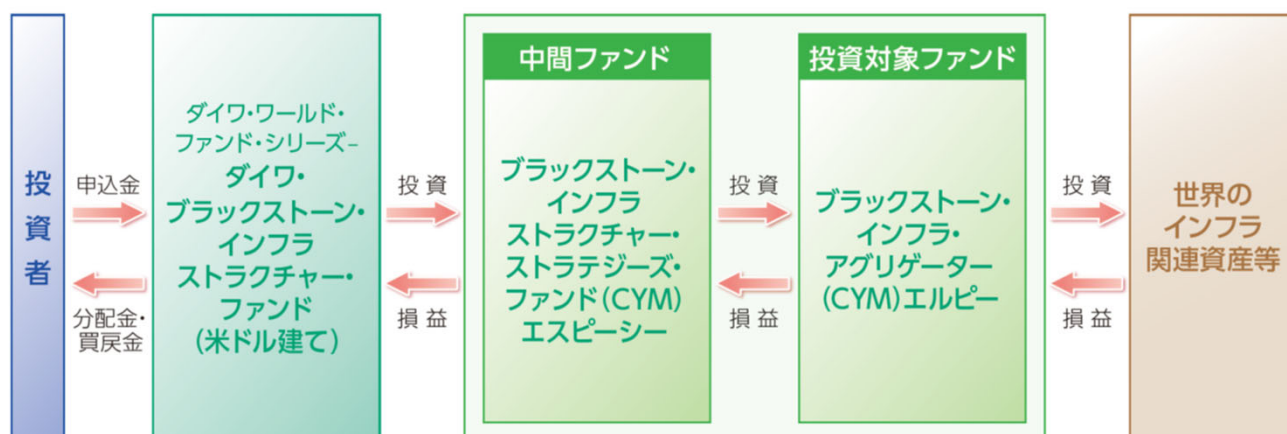
ファンドの目的

主として、ブラックストーン・インフラストラクチャー・ストラテジーズ・ファンド (CYM) エスピーシー (Blackstone Infrastructure Strategies Fund (CYM) SPC) (以下「中間ファンド」といいます。) の投資証券への投資を通じて、ブラックストーン・インフラ・アグリゲーター (CYM) エルピー (BXINFRA Aggregator (CYM) L.P.) (以下「投資対象ファンド」といいます。) に投資し、実質的に世界のインフラ関連資産に投資を行い、インカムゲインの獲得と長期的な元本成長をめざして運用を行います。

※中間ファンドとは、税目的や効率的な運用目的のために、投資対象ファンドと投資家が投資したファンドとの間に設立されるファンドをいいます。

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※中間ファンドを通じた投資対象ファンドの組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドは、実質的に世界のインフラ関連資産への投資を行います。

投資運用会社について

ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドの概要

- 1987年に、イングランドおよびウェールズの法律に従って設立された、大和アセットマネジメント株式会社の子会社である資産運用会社です。
- 大和アセットマネジメント株式会社は、1959年から営業している日本最大規模の資産運用会社としてさまざまな資産クラスを運用しており、日本の株式および世界各国の国債等の運用について実績を有しています。

投資対象ファンド・中間ファンドの運用について

● 投資対象ファンドのジェネラル・パートナー

ブラックストーン・インフラストラクチャー・ストラテジーズ・アソシエイツ・エル・ピー

- 米国・デラウェア州のリミテッド・パートナーシップ
- 投資対象ファンドの運営全体に対して責任を負います

● 投資対象ファンドの投資運用会社

ブラックストーン・インフラストラクチャー・アドバイザーズ・エル・エル・シー

- 米国・デラウェア州の有限責任会社
- ジェネラル・パートナーの監督のもと、投資対象ファンドの投資運用業務を行います

● 中間ファンドの投資運用会社

ブラックストーン・インフラストラクチャー・アドバイザーズ・エル・エル・シー

- 米国・デラウェア州の有限責任会社
- 中間ファンドの投資運用業務を行います

1 主として、中間ファンドを通じて投資する投資対象ファンドを通じて、実質的に世界のインフラ関連資産に投資を行い、インカムゲインの獲得と長期的な元本成長をめざします。

(注) 中間ファンドおよび投資対象ファンドの財務書類につきましては外部監査を受検する態勢が取られています。

投資対象ファンド

ファンドは、主に中間ファンドへの投資を通じて、投資対象ファンドに実質的に資産の大部分を投資します。そのため、ファンドの運用成果は、投資対象ファンドの運用成果の影響を受けます。

投資対象ファンドの投資目的

投資対象ファンドの投資目的は、インカム・ゲインと長期的な元本成長の両方からなる魅力的なリスク調整後リターンを提供することです。

投資対象ファンドの投資戦略

投資対象ファンドは、ブラックストーンのテーマ別、セクター別のアプローチを用いてインフラ投資を行い、その規模、ブランドおよび／または運営改善能力によりブラックストーン・インフラに競争優位性が生まれる取引に重点を置きます。

投資対象ファンドの投資戦略は、ブラックストーンの広範なインフラストラクチャー・プラットフォームを活用し、以下の投資対象を含みます。

- **インフラ・エクイティ**: インフラ・エクイティ投資は、一般的にはインフラプラットフォームやその他の資産への直接投資で構成され、ブラックストーンは運営改善などを通じて長期的な成長を促進することができます。
- **インフラ・セカンダリー**: インフラ・セカンダリー投資は、セカンダリー市場における有限責任組合持分への投資で構成され、「コア+」や「コア」のインフラファンド、ファンド継続ビークル、その他のストラクチャード・ソリューションが含まれます。
- **インフラ・クレジット**: インフラ・クレジット投資には、インフラ企業へのストラクチャード・ローンが含まれ、その裏付け資産は多くの場合、長期契約に基づくキャッシュフローが伴います。

また、投資対象ファンドは、インカムの創出、資本配分の促進、流動性管理を目的として、インフラストラクチャーに限定されない流動性のある債務およびその他の証券にも投資します。

通常、純資産総額の少なくとも80%をインフラ投資に、また最大20%を債務およびその他の証券に投資することを目指します。

投資対象ファンドの運用プロセス

ブラックストーンの投資プロセスの概要は、以下の通りです。

- 投資案件の発掘:投資機会はブラックストーンの投資チームが調達します。
- デュー・ディリジェンス:ブラックストーンの投資チームは、ブラックストーン全体の関連する専門家および外部アドバイザーを活用し、投資機会の詳細な分析および評価を行います。
- 投資委員会:案件の評価を行い、評価、デュー・ディリジェンスで特定された主要な問題および取引の動向に関するフィードバックを提供します。価格、ストラクチャー、リスク、アップサイドの機会およびダウンサイド・プロテクションの評価を含め、すべての投資対象の承認を行います。
- モニタリング/価値の創出:クロージング後も、ブラックストーンは引き続き投資対象を積極的にモニタリングし、イグジット時の評価額の最大化を図ります。

2 ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)は、月次の評価日に算出されます。

- *原則として各評価日における基準価額は、評価日の21中間ファンド営業日後の翌ファンド営業日の翌国内営業日にそれぞれ公表されます。
- *「評価日」とは、2025年3月31日以降の毎月の最終暦日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
- *「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の通常営業日かつニューヨーク、ロンドン、東京において商業銀行が営業を行う各日(土曜日または日曜日以外の日)および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
- *「中間ファンド営業日」とは、米国において証券取引所(ニューヨーク証券取引所を含みますが、これに限られません。)が開場する日をいいます。

3 年4回の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。

- *分配の公表は、分配宣言日である年4回の評価日の基準価額の公表日以降に行います。
「分配宣言日」とは、2025年6月30日以降の毎年の3月31日、6月30日、9月30日および12月31日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

【分配方針】

- 原則として、インカム等収益および売買益等から、投資運用会社がファンドの基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、投資運用会社の判断により分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

毎月の評価日の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の評価日の基準価額に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

* 換金(買戻し)には制限があります。(後記「換金(買戻し)制限」の項をご参照下さい。)

主な投資制限

- 純資産総額の10%を超えて借入れを行うことはできません。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。
- 有価証券の空売りにより、ファンドの計算において空売りを行った有価証券の市場価格の総額がファンドの純資産総額を超える場合、当該空売りを行いません。

※上記は、ファンドにおける投資制限であり、投資対象ファンドや中間ファンドにおける投資制限ではありません。

- ファンドは、日本証券業協会が定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します(特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。)
- ファンドは、中間ファンドに集中して投資を行うため、支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。このため、中間ファンドに運用状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

分配金に関する留意事項

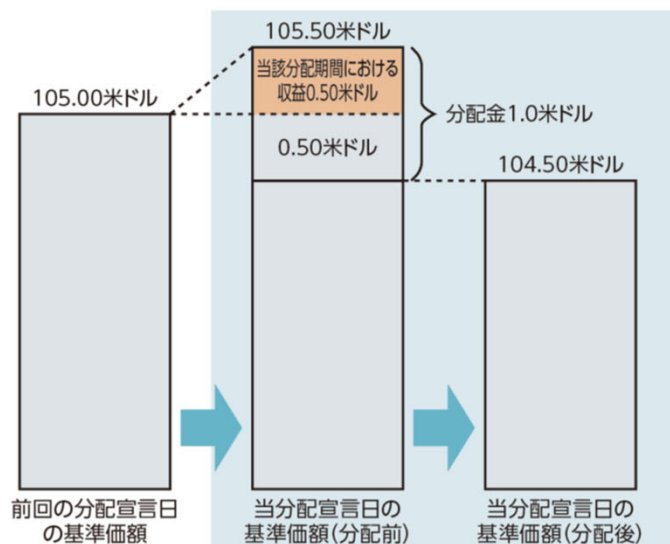
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配宣言日の基準価額(分配後)は、前回の分配宣言日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配宣言日の翌日から次の分配宣言日までの期間をいいます。

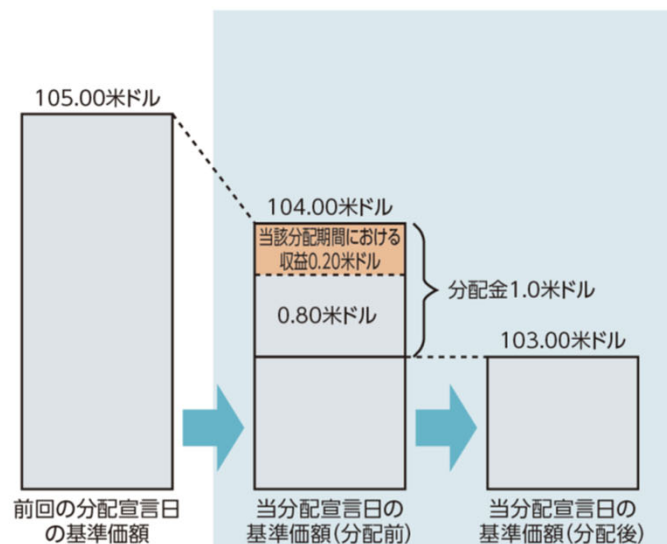
分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配宣言日から基準価額が上昇した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.50米ドルを取り崩す

前回の分配宣言日から基準価額が下落した場合

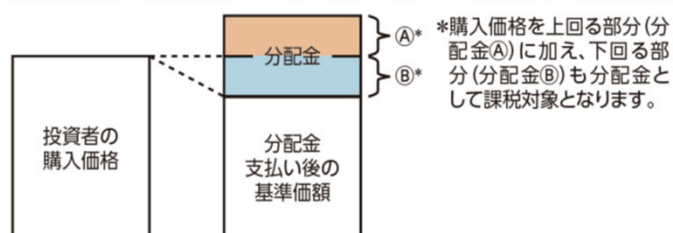


(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.80米ドルを取り崩す

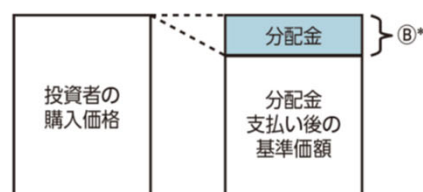
※ 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。
 ※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 分配金に対する課税については、本書の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照下さい。

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。
- いずれの期間においても、とりわけ短期間でファンドの投資目的が達成される保証はありません。投資者は、ファンドへの投資が利益を生み出す保証はないことを理解する必要があります。投資者は、ファンドへの投資の大部分またはすべてを失う可能性があります。ファンドの投資は、リターンボラティリティが比較的高くなります。

※以下は、ファンドの主な投資リスクの要点だけを述べたものです。他のリスクを含む詳細は投資信託説明書（請求目論見書）をご参照下さい。

〈ファンド・中間ファンド・投資対象ファンドに関する主な変動要因〉

投資対象ファンド・中間ファンドへの投資に関するリスク	中間ファンドや投資対象ファンドへの投資は、流動性が低く、長期間にわたる投資であり、投機性が高いため、大きなリスクを伴います。これらのファンドが計画通りに投資戦略を実行し、事業目的を達成し、利益を上げることができるかどうか、または損失を回避できるかどうかは保証されていません。
インフラ関連資産への投資リスク	当ファンドは、中間ファンドおよび投資対象ファンドを通じ、実質的にインフラ資産やインフラ関連の有価証券等（以下、インフラ関連資産）に投資します。インフラ関連資産への投資は、多くのリスクを伴います。インフラ関連資産への投資から得られる収益は、経済状況、市場環境、政情不安、競争、規制、顧客の財務状況や事業戦略など、さまざまな要因の影響を受けます。インフラ資産の運営に必要な資材の供給が予期せず変動した場合、投資の収益性に悪影響を与えることがあります。 また、インフラ資産や事業の運営・維持には、多くのリスクがあります。これらのリスクには、労働問題、技術的な問題、施設の故障や事故、規制への対応などが含まれますが、これらはインフラ資産の所有者および運営者が完全にコントロールできない場合があります。インフラ・セカンダリー投資では、第三者ファンドマネージャーにおける少数、非支配の株式、株式関連、プール投資ビークルおよび/または収益持分に投資することがあります。このような非支配持分を保有する場合、換金やパフォーマンスに関して第三者ファンドマネージャーの決定と行動に大きく依存します。 インフラ・クレジット投資には、発行体の信用リスクと市場リスクが伴います。特に財政面および運営面の問題を抱える発行体への投資の場合、多額の損失または全損を被る可能性、流動性が低く不規則で急激な市場の動きにさらされる可能性、投資の売却に際して遅延や損失に加えてその他の費用を被る可能性などがあります。
債務およびその他の証券への投資リスク	投資対象ファンドは、インフラ関連に限定されない債務証券や債務担保証券等に投資する場合があります。これらはシニア債務に劣後する債務が含まれる可能性があります。また、発行体の財務制限条項や債務追加の制限に保護されていないこと、流動性が限られていること、信用格付機関による格付けがないことがあります。債務証券への投資は一般的に発行体の信用リスクと市場リスクも伴います。 債務担保証券は一般的に、証券化資産またはその収益からのみ支払われる限定リコース債務であり、支払いに関してその資産または収益の分配にのみ依存します。また、証券化資産は広範にシンジケートされたレバレッジドローン、銀行ローンなどが含まれ、流動性、市場価値、信用、金利、再投資等のリスクにさらされます。

流動性に関するリスク	中間ファンドの投資証券や投資対象ファンドの持分には公開取引市場が存在せず、今後も市場が確立される見込みはありません。そのため、当ファンドによる保有資産の売却は、中間ファンドおよび投資対象ファンドによる買戻しに依存する見込みです。また、投資対象ファンドの組入資産の多くは上場されておらず、流通市場で活発に取引されていないため、転売には法的およびその他の制限があります。一般に希望するタイミングで速やかに資産を売却することが難しく、迅速な売却が必要となる場合には、帳簿上の評価額よりも低い価格でしか売却できず、損失を被る可能性があります。
為替変動リスク	投資対象ファンドの投資先であるインフラ関連資産は、通常、それぞれが所在する地域の通貨建てです。そのため、異なる地域に住む投資者が得られるリターンは、投資先資産のパフォーマンスに加え、通貨レートの変動、為替コスト、および為替管理規制の影響を受ける可能性があります。 当ファンドの受益証券は米ドル建てです。日本円で投資する場合、米ドル建ての基準価額が上昇していても、為替レートの変動により、換金時に受け取る金額が当初の投資額を下回る可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
集中投資に関するリスク	投資対象ファンドの投資は、特定のセクター、地域、または資産に集中することがあります。そのため、特定の投資対象のパフォーマンスが低迷する場合、より分散されたポートフォリオに比べて大きな影響を受ける可能性があります。
組入資産の評価に関するリスク	投資対象ファンドが保有する資産の多くは上場されておらず、また活発に取引されていないため市場価格を持ちません。そのため、投資対象ファンドの評価方針および評価手法にしたがって算出される公正価値で評価されます。投資対象ファンドの評価手法には、主観的な判断や予測が含まれているため、算出される公正価値は資産の価値を必ずしも正確に反映していないことがあります。また、将来大きく変動する可能性もあります。 資産が実際に取引される際の価格は、売買当事者間の交渉によって決まるため、投資対象ファンドが算出する公正価値が、実際の売却価格を正確に反映していない可能性があります。そのため、帳簿価額と最終的な売却価格の差が大きくなる可能性があります。
レバレッジに関するリスク	投資対象ファンドおよび、投資先のインフラ関連資産は、運営資金を調達するために高いレバレッジ(借入)を活用しており、今後も活用する予定です。レバレッジの活用は、多くのリスクを伴います。レバレッジの活用により、金利の上昇、景気の減速、投資環境の悪化等の影響を受けやすくなります。投資先資産が、借入コストを賄うのに十分な投資収益を得られない場合、資産の一部または全部を失う損失を被る可能性があります。

その他の留意点

- 投資対象ファンドおよび中間ファンドのパフォーマンスはモニターされるものの、ファンドは、投資対象ファンドおよび中間ファンドの運用チームの技能および専門性に大部分を依存します。当該運用チームが投資対象ファンドおよび中間ファンドに継続して関与することの保証はなく、また継続して関与する場合であっても、当該運用チームの運用が継続して成功する保証はありません。
- 投資対象ファンドおよび中間ファンドは通常、その投資運用会社の裁量により決定される分配金を四半期毎に支払う予定です。しかし、分配可能な収益の水準は運用成果により変動するため、分配金の水準または年次の分配金の上昇を保証することはできません。投資対象ファンドおよび中間ファンドの分配金支払い能力は、この目論見書に記載されているさまざまなリスク要因の影響を受けます。
- 分配により受益者の元本または値上がり益(評価益を含みます。)が払い出されることがあり、その結果ファンドの純資産総額が減ることがあります。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、中間ファンド投資証券の解約申込みを行うことにより、受益者からの換金(買戻し)申込みに対応します。中間ファンドは、四半期ごとに中間ファンド投資証券の買戻しを受け付けていますが、中間ファンドには、各四半期において、買戻上限として前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の3%が定められており、またその裁量により、買戻しの条件の変更、または買戻しの一時停止を決定する権限があります。その場合、ファンドには中間ファンド投資証券を適時に処分できなくなる可能性があります。また、買戻しを申し込んだ口数の一部のみ買戻しが行われる可能性があります。管理会社は、その絶対的な裁量により適正とみなす場合(中間ファンドの買戻制限により、中間ファンド投資証券の買戻しが制限され、または妨げられる場合が含まれます。)には、(受託会社と協議の上で)買戻請求の数量を管理会社が定める受益証券口数もしくは金額に制限し、または当該買戻請求の受付を停止(すなわち、停止を宣言)することができます。管理会社が買戻請求の数量を制限し、または受益証券の買戻しを停止した場合、受益者は、自らの受益証券の買戻しを受けることはできません。
- ファンドの純資産価額・基準価額の算出においては、中間ファンド投資証券の評価に際し、原則として純資産価額・基準価額算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産価額・基準価額算出において、実質的に組み入れるインフラ関連資産が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、中間ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産価額・基準価額は中間ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。

リスクの管理体制

- 投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

お申込みメモ

購入の申込期間	2026年7月1日から2027年6月30日まで (期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
購入の申込可能日	毎月1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までのお申込み受付分が、その月の評価日の基準価額での購入となります。 (注)「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の通常営業日かつニューヨーク、ロンドン、東京において商業銀行が営業を行う各日(土曜日または日曜日以外の日)および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。 ※購入は月1回となります。
購入の申込締切時間	毎月の購入の申込可能日の最終日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入単位	500口以上1口単位
購入価額	お申込みいただいた月の評価日の基準価額(1口当たり) *原則として、お申込みいただいた月の評価日の21中間ファンド営業日後の翌ファンド営業日の翌国内営業日に公表されます。 (注)「中間ファンド営業日」とは、米国において証券取引所(ニューヨーク証券取引所を含みますが、これに限られません。)が開場する日をいいます。
購入代金	国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとし、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資家に依頼する場合があります。 (注)「国内約定日」とは、購入注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、上記の購入価額が公表される日)をいいます。 *支払い通貨については販売会社にお問い合わせ下さい。
換金(買戻し)の申込可能日	1月、4月、7月および10月の1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から20日(ファンド営業日でない場合は直前のファンド営業日)までのお申込み受付分が、翌々月の評価日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額(1口当たり)での換金(買戻し)となり、それ以外の期間は換金(買戻し)のお申込みの受付を行いません。 ※換金(買戻し)は年4回となります。
換金(買戻し)の申込締切時間	1月、4月、7月および10月の換金(買戻し)の最終申込可能日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
換金(買戻し)単位	1口以上1口単位
換金(買戻し)価額	お申込みいただいた翌々月の評価日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額(1口当たり) *原則としてお申込みいただいた翌々月の評価日の40暦日後の翌ファンド営業日の翌国内営業日に確認できます。
換金(買戻し)代金	国内約定日から起算して4国内営業日目から日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。 (注)「国内約定日」とは、換金(買戻し)注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、上記の換金(買戻し)価額が公表される日)をいいます。 ※支払い通貨については販売会社にお問い合わせ下さい。
換金(買戻し)制限	ファンドの直接的な投資対象である中間ファンドには、各四半期において、買戻し上限として前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の3%が定められています。中間ファンドを解約できなかった場合等、管理会社がその絶対の裁量により換金(買戻し)の申込みを制限し、または申込みの受付を中止することが賢明であると判断した場合には、管理会社はかかる制限または中止をすることができます。翌四半期以降に解約を行う場合には再度お申込みが必要です。また基準価額の計算が停止されている間は換金(買戻し)は行われません。
購入・換金(買戻し)申込受付の中止および取消し	管理会社は、受託会社と協議した上で、以下の全部または一部の期間において、基準価額の計算、受益証券の購入・換金(買戻し)を停止、または換金(買戻し)代金の支払いを延期することができます。 ①ファンドの投資対象の処分が合理的に実行可能でない状況、または当該処分がファンドの受益者を著しく害する状況が存在すると管理会社が判断する期間 ②ファンドの投資対象の価値もしくは基準価額を確定するために通常利用される手段が使用不能となる、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値または基準価額を合理的にまたは公正に確定することができないと管理会社が判断する期間 ③ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理会社が判断する期間 ④受託会社、管理会社、保管会社または管理事務代行会社の事業運営が、感染症の発生、戦争、テロまたは天災等に起因して、相当地に妨げられまたは閉鎖される期間 ⑤管理会社がその絶対の裁量において基準価額の計算の停止等を行うことが賢明であると判断する期間
評価日	2025年3月31日以降の毎月の最終暦日および/または管理会社の定めるその他の日

信 託 期 間	2025年2月28日(運用開始日)から2030年12月31日まで ※管理会社と受託会社と協議の上合意した日まで存続期間の延長を行う場合があります。
繰 上 償 還	次のような場合には、ファンドが繰上償還(終了)されます。 ・ファンドを継続することが違法、実行不可能、非経済的、得策でなく、または受益者の利益に反することになると受託会社または管理会社が受益者に対して認める場合 ・ファンドの受益権がすべて買戻された場合 ・受託会社が辞任または清算し、管理会社がその後任を確保できない場合で、受託会社がファンドの終了を宣言する証書を発行した場合 ・管理会社が辞任の意向を通知し、当該通知の日から90日以内に後任の管理会社が任命されない場合 ・後任が任命されていない状態で管理会社が受託会社により解任された場合 ・受益者がファンドの終了を決議した場合 ・ファンドがその投資目的を達成することができないと管理会社が判断し、受託会社への書面通知によってファンドの終了を決定した場合 また、投資運用会社が辞任し、管理会社が当該辞任の前の合理的な期間にその後任を確保できない場合、管理会社がファンドの終了を決定することができます。
決 算 日	毎年12月31日
収 益 分 配	分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。ただし、投資運用会社の裁量で収益の分配を行わない場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	サブ・ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。
運 用 報 告 書	管理会社は、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。
課 税 関 係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
そ の 他	受益証券のお申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

※これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

※本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。以下に該当する場合、お申込みを行うことができません。

- 米国の市民、または居住者
- ケイマン諸島の市民、または居住者

本募集は、中間ファンド、投資対象ファンドまたはブラックストーンのその他のファンドの持分を募集するものではありません。中間ファンドおよび投資対象ファンドの持ち分のご購入お申込みはできません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入は、口数でのみお申込みいただけます。 購入時手数料の額は、購入金額に対し、 3.3%(税抜3%) を上限に販売会社が別に定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。 ※購入価額は、原則としてお申込みいただいた月の評価日の21中間ファンド営業日後の翌ファンド営業日の翌国内営業日に公表されます。
換金(買戻し)手数料	ありません。
信託財産留保額	換金(買戻し)時に、評価日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

管 理 報 酬 等

ファンドの資産から支払われる総報酬は、次のとおりです。
純資産総額の年率2.74%程度+投資対象ファンドの成功報酬(注)
(注)管理報酬、受託報酬および管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては、上回ることがあります。

内 訳	手数料等	支払先	報酬料率	対価とする役務の内容
	管理報酬	管理会社	年率0.06% (最低年間84,000米ドル)	ファンドの管理業務
	受託報酬	受託会社	年率0.01% (最低年間15,000米ドル)	ファンドの受託業務
	管理事務代行報酬	管理事務代行会社	年率0.05%から0.07% (最低年間108,000米ドル)	ファンドの管理事務代行業務
	投資運用報酬	投資運用会社	年率0.20%	ファンドに関する投資運用業務
	管理会社代行サービス報酬	管理会社代行サービス会社	年率0.25%	ファンドの管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務
	販売報酬／ 代行協会員報酬	販売会社／代行協会員	年率0.70％／年率0.10%	運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等／ ファンド受益証券の 基準価額の公表業務、 目論見書、決算報告書等の 販売会社への交付業務等

また、ファンドを通じて間接的に負担する中間ファンドおよび投資対象ファンド等の費用は、次のとおりです。

内 訳	手数料等	支払先	報酬料率	対価とする役務の内容
	管理報酬	投資対象ファンドの 投資運用会社	投資対象ファンドの 純資産総額*の年率1.25%	投資対象ファンドの管理業務
	管理事務代行報酬	投資対象ファンドの 投資運用会社	投資対象ファンドの 純資産総額*の年率0.10%	投資対象ファンドの 管理事務代行業務
	成功報酬(注)	投資対象ファンドの ジェネラル・パートナー	投資対象ファンドの トータルリターン*の12.5%	投資対象ファンドの 投資運用業務

その他費用・手数料

上記の管理報酬・管理事務代行報酬・成功報酬に加え、中間ファンドおよび投資対象ファンドは、その他の費用・手数料を支払います。これには中間ファンドの設立および募集費用等が含まれます。また、ブラックストーンが運用する他のファンド、第三者が運用するファンドや共同投資ファンド等(投資先ファンド)に投資を行う場合、当該投資先ファンドにてかかる管理報酬・成功報酬・管理事務代行報酬・その他の費用・手数料を直接的または間接的に負担する場合があります。その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。

※投資対象ファンドの純資産総額のうち当ファンドに帰属する額
(注) ハードルレート5%およびハイ・ウォーター・マーク(成功報酬を算出するための基準となる価格)の両方を超過した場合(キャッチアップ条件あり。)

そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料

ファンドは、AML業務報酬、弁護士報酬、監査人報酬、印刷費用、銀行口座管理手数料、ファンド設立費用等の直接の運営のコストおよび費用を負担する場合があります。
※[その他の費用・手数料]については、ファンドが負担することにより、投資者の皆様の間接的にご負担いただくこととなります。これらの費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

※ファンドの投資者は、ファンドが中間ファンドおよび投資対象ファンドの投資者として負担する費用に加えて、ファンドの継続的な費用を負担することになります。このようなファンドの継続的な費用によって、ファンドのパフォーマンスは中間ファンドおよび投資対象ファンドより低いものとなります。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および住民税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(買戻し)時 および償還時	所得税 および住民税	譲渡所得として課税 換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 上記は、本書の日付現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするためにダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドが提供した情報を基に大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて投資運用会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズダイワ・ブラックストーン・インフラストラクチャー・ファンド（米ドル建て）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。